

検討課題	23 議員定数18名での運営について④				
区 分	I — B				
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>				
検討内容	<p>・議長の委員就任について</p>				
現状分析	議論する内容	対応内容			
<ul style="list-style-type: none"> 第4条第1項では、議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならないと規程。 市議会申し合わせにより、議長は総務委員会に所属することを規定。 21年11月、議長の総務委員会委員の辞任については、議長の判断とすることを確認。 25年12月、議長の判断で委員を辞任。 26年6月、議長の判断で委員を辞任。 	<ul style="list-style-type: none"> 議長の責務と関連して、議長の委員会所属の有無について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会条例の一部改正（26年9月） 第23回検討部会で、議長は常任委員会の委員とならないことを規定する委員会条例の一部改正の素案を各会派へ持ち帰り意見集約を行う。（平成26年7月25日） 第24回検討部会で、意見集約の結果、委員会条例の一部改正案について了承され、代表会議に委ねることを確認。（平成26年8月21日） 代表者会議で、議長は常任委員会の委員とならないこととし、委員会条例の一部改正することを確認。（平成26年8月28日） 第10回議会改革推進会議において、委員会条例の一部改正について、平成26年9月定例会に議会運営委員会提出議案として提案することを確認し、完了とする。（平成26年9月19日） 			

現状分析	議論する内容	対応内容

